

特定非営利活動法人 子育て・子育てサポート きらきらクラブ
放課後児童健全育成事業運営要綱

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 子育て・子育てサポート きらきらクラブ（以下「事業者」という。）が開設する学童保育所（以下「事業所」という。）が行う放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の放課後児童支援員又は補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）が利用している児童（以下利用者という。）に対し、安全な場を提供し、遊びを主とする活動を通じて児童の放課後の健全な育成を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 高島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年高島市条例第42号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所在地	建物の種類
第1学童	高島市今津町弘川204番地	(旧) 今津町給食センター
第2学童	高島市今津町日置前85番地4	(旧) 今津北保育所
第3学童	高島市今津町弘川204番地	(旧) 今津中学校寄宿舍
第4学童	高島市マキノ町蛭口1371番地	マキノ児童館内
第5学童	高島市安曇川町田中426番地	藤乃井ハウス
第6学童	高島市安曇川町青柳1134番地1	優楽館（西川工務店）
第7学童	高島市今津町住吉1丁目3番地5	(旧) 県信（労協センター）
第8学童	高島市安曇川町田中426番地	藤乃井ハウス

(開所する日および時間)

第4条 事業所は次に掲げる日以外の日において、下校時（小学校の休業日にあつては、午前7時30分）から午後7時まで開所する。ただし、代表が特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に周知するものとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) お盆
- (4) 年末年始
- (5) 特別警戒警報または暴風を含む警報の発令があった場合
- (6) その他代表が実施できないと認めた日

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	員数	職務の内容
放課後 児童支 援員	2名 以上	① 利用者の出席確認、状況の把握 ② 遊びや諸活動を通じての自主性、社会性及び創造性を培う援助 ③ 基本的な生活習慣の確立に向けた援助 ④ 利用者の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図るための援助 ⑤ 保護者・家庭との日常的な連絡、情報交換及び家庭生活の支援 ⑥ 学校・地域の関係機関・団体との連絡、調整 ⑦ 利用者の状況に関する学校との情報交換、連絡、調整 ⑧ 会議・打ち合わせ等による支援内容の検討、情報共有 ⑨ 利用者の様子及び育成支援の記録 ⑩ 行事や活動の企画と記録 ⑪ 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等 ⑫ おやつや軽食の提供 ⑬ 送迎 ⑭ 障がいのある子どもの受け入れと共生できる育成支援
補助員	1名 以上	① 利用者の出席確認、状況の把握の補助 ② 遊びや諸活動を通じての自主性、社会性及び創造性を培う援助の補助 ③ 基本的な生活習慣の確立に向けた援助の補助 ④ 利用者の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図るための援助の補助 ⑤ 利用者の様子及び育成支援の記録の補助 ⑥ 行事や活動の企画と記録の補助 ⑦ 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等の補助 ⑧ 放課後児童支援員の指導・助言の下で行う補助業務 ⑨ おやつや軽食の提供 ⑩ 障がいのある子どもの受け入れと共生できる育成支援

(支援の内容)

第6条 支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 利用者の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3) 利用者の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成

- (5) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6) 家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8) その他、放課後における利用者の健全育成上必要な活動

(登録の手続)

第7条 保護者は、児童を事業所に通所させようとするときは、学童保育所利用登録申請書(様式1号)、個人調書(様式2号)を代表に提出しなければならない。ただし、個人調書については年度初めに毎年提出しなければならない。

- (1) 保護者の就労状況証明書(様式3号)
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、診断書等事由を証明する書類

2 代表は、前項の規定による申請書の提出があったときは、利用登録の可否を決定し、該当申請をした者に誓約書を通知する。保護者は、誓約書に同意する旨の承諾書を提出しなければならない。

3 保護者は、利用登録を受けている事業所を変更しようとするときは、通所登録変更届(様式4号)を代表に提出しなければならない。

(通所登録の抹消)

第8条 保護者は児童の学童保育所への通所を止めようとするとき、または第5条の通所の資格がなくなったときは、きらきらクラブ退所届(様式5号)を代表に提出しなければならない。

2 代表は、児童(第2号にあっては保護者)が次の各号のいずれかに該当するときは、通所登録を抹消することができる。

- (1) 学童保育所の秩序を著しく乱す等、学童保育所の管理運営に支障を来すと認められるとき。
- (2) 第10条の利用料を3ヶ月以上滞納したとき。

(児童の長期欠席)

第9条 保護者は、特別な事情で児童が1ヶ月以上休所するときは、前月15日までに申し出なければならない。

(支援の提供により利用者の保護者が支払うべき額)

第10条 支援を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料 別表1のとおり
- (2) 間食代 間食等の提供に要する実費額
- (3) 軽食代 軽食の利用を希望するときの、軽食の提供に要する実費額

(利用料等の納付期限)

第11条 第10条の利用料および間食等の提供に要する実績は、当該月分を当月初めに納付しなければならない。ただし、軽食の提供に要する実費は、当該月分を翌月初めに納付することとする。

(利用料の減免)

第12条 代表は、災害その他特別の事情がある保護者に対し、必要と認める額を減額

し、または免除することができる。

(利用料の減免の申請)

第13条 保護者は、前条の規定による減免を受けようとするときは、事業所の利用料等減額（免除）申請書（様式6号）および第1号または第2号に掲げる必要な書類をそれぞれ添付して代表に提出しなければならない。ただし、第2号は写しでもよい。

(1) 非課税証明書

(2) 身体障害者手帳、療育手帳、診断書等事由を証明する書類

2 代表は、前項の申請書の提出があったときは、その減免の可否を決定し、学童保育所利用料減額（免除）可否決定通知書により当該申請をした者に通知する。

3 利用料を減免する旨の通知を受けた者は、その減免に係る理由がなくなったときは、直ちに代表に届け出なければならない。

4 代表は前項の規定による届出を受けたとき、利用料を減免する旨の決定を受けた者が偽りその他不正な手段を用いたことが明らかになったときは、当該決定を取り消し、もしくは変更し、または当該決定を受けた者に対し、期限を定めて減免した金額に相当する額の全部または一部の納付を命ずることができる。

(送迎)

第14条 保護者が希望する場合は、送迎サービスを受けることができる。

(1) 保護者は、児童に送迎サービスを受けさせようとするときは、送迎サービス利用登録申請書（様式7号）、誓約書（様式8号）を提出しなければならない。

(保険)

第15条 保護者は、児童の保険に加入し、開所時間内の事故については保険の範囲内での補償とする。なお、保険料は保護者の負担とする。

(利用定員)

第16条 事業所の利用定員は、40名とする。ただし、事業主がやむを得ないと認めるときはこの限りではない。

(通常の事業の実施地域)

第17条 通常の事業の実施地域は、今津東小学校区とする。ただし、事業主がやむを得ないと認めるときはこの限りではない。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第18条 事業の利用に当たっては、利用者及びその保護者に以下の点に留意していただくものとする。

(1) 利用中に健康状態や心身の状況を把握し、病気や怪我などの場合は、速やかに保護者に連絡をし、状況によっては、利用を中止する場合があること。

(2) 学校休業日に欠席をする場合には、事業所に連絡をしていただくこと。

(3) 支援提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止

をしていただくことがあること。

- (4) インフルエンザなどの法定感染症発症時は、利用を停止とする。
- (5) 第10条の利用料を3ヶ月以上滞納したときは、利用を中止する。

(緊急時等における対応方法)

第19条 放課後児童支援員等は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の保護者又は主治医に連絡する等の措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第20条 非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等に対処するための計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び措置
- (2) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、支援提供中に、当該事業所職員又は利用者の保護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(苦情への対応)

第22条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 苦情受付の窓口を決めること。
- (2) 事業所内における苦情解決のための手続きを明確化すること。
- (3) 苦情受付窓口及び苦情解決の手続きについて、利用者、職員等に対して周知すること。

2 市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。

付 則

- この要綱は、平成21年 4月 1日より施行する。
- この要綱は、平成22年 4月 1日より施行する。
- この要綱は、平成23年 4月 1日より施行する。
- この要綱は、平成24年 4月 1日より施行する。
- この要綱は、平成27年 4月 1日より施行する。
- この要綱は、平成28年 4月 1日より施行する。

別表（第10条関係）

（1）利用料

学年	利用料
第1学年	月額10,000円
第2学年	月額9,000円
第3学年	月額8,000円
第4学年	月額7,000円
第5学年	月額6,000円
第6学年	月額5,000円

ただし、学校長期休暇期間の利用については下記のとおり加算する。

学校長期休暇の種別	加算額
夏休み	6,000円
冬休み	2,000円
春休み	2,000円

（2）長期休暇通所登録利用料

学校長期休暇の種別	利用料
夏休み	23,000円
冬休み	6,000円
春休み	8,000円

（3）一時的通所登録利用料

平日	日額1,000円
学校休業日	日額2,000円